

■ 4条1項11号

不服 2025-019030

＜本願商標＞

「S I N C A」（標準文字）

第35類「商品展示会の企画・運営及び開催，広告業，消費者のための商品及び役務の選択における助言と情報の提供」

※補正後の指定役務

＜結論＞

本件審判の請求は、成り立たない。

＜原査定理由＞

引用商標：「S Y N C A」（標準文字）

第35類「商品の販売に関する情報の提供，広告場所の貸与，企業の人事管理のための適性検査，事業に関する指導及び助言，財務書類の作成，トレーディングスタンプの発行，事業に関する情報の提供，消費者のための商品及び役務の選択における助言と情報の提供，資金を必要とする起業家と潜在的な個人投資家とのマッチングに関する事業の仲介，広告業，税務書類の作成，販売を目的とした、各種通信媒体による商品の紹介，マーケティング，経営の診断又は経営に関する助言，文書又は磁気テープのファイリング，ウェブサイトの検索結果の最適化，事業の管理，市場調査又は分析，経理事務の代行」
及び第36類

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

1 商標法第4条第1項第11号該当性について

（1）本願商標について

本願商標は、「S I N C A」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は、辞書等に載録のない語であり、また、この文字が、特定の意味合いを想起させる語として知られているものとも認められないことから、一種の造語として認識されるものである。

そして、特定の意味を想起させない欧文字は、一般的に、我が国において親しまれている英語風又はローマ字風の読み方に倣って称呼されるといえるところ、本願商標は、その構成文字に相応して、「シンカ」の称呼を生じ得るとみるのが相当である。

したがって、本願商標は、その構成文字に相応して、「シンカ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、「SYNCA」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は、辞書等に載録のない語であり、また、この文字が、特定の意味合いを想起させる語として知られているものとも認められないことから、一種の造語として認識されるものである。

そして、特定の意味を想起させない欧文字は、一般的に、我が国において親しまれている英語風又はローマ字風の読み方に倣って称呼されるといえるところ、引用商標の構成中、前半に位置する「SYNC」の文字について、例えば、一般に親しまれた英語である「synchronize」が「シンクロナイズ」と、「syncopation」が「シンコペーション」とそれぞれ発音されることに倣えば、「SYNCA」の文字からは「シンカ」の称呼が生じるといえる。

したがって、引用商標は、その構成文字に相応して、「シンカ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標は、上記(1)及び(2)のと通りの構成からなるところ、外観において、両者はいずれも標準文字で表された欧文字5文字からなるものであって、語頭の「S」及び語尾を含む「NCA」の4文字を共通にするものであり、その差異は、2文字目における「I」と「Y」の文字のみであるから、外観上、近似した印象を与えるといえる。

次に、称呼においては、本願商標及び引用商標からはいずれも「シンカ」の称呼を生じるものであるから、両者は「シンカ」の称呼を同一にする。

そして、本願商標及び引用商標は、いずれも特定の観念を生じないから、観念において比較することはできない。

以上からすると、本願商標と引用商標とは、観念において比較することができないとしても、外観において近似した印象を与えるものであり、称呼を同一にするものであるから、これらの外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連

想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は、互いに紛れるおそれのある類似の商標というのが相当である。

(4) 本願の指定役務と引用商標の指定役務との類否について

本願の指定役務は、引用商標の指定役務中、第35類「広告場所の貸与、消費者のための商品及び役務の選択における助言と情報の提供、広告業、販売を目的とした、各種通信媒体による商品の紹介、マーケティング、ウェブサイトの検索結果の最適化」と同一又は類似の役務である。

(5) 小括

以上のとおり、本願商標は、引用商標と類似する商標であって、引用商標の指定役務と同一又は類似の役務について使用をするものであるから、商標法第4条第1項第11号に該当する。

2 請求人の主張について

(1) 請求人は、本願商標からは、特定の観念を想起させることはないものの、「シンカ」の称呼から「真価」「進化」等の観念を想起させる旨、一方、引用商標は、語頭の「SYN」の文字が「一緒に」「共に」といった意味を表す接頭辞であることなどから、「一緒に」「共に」等の観念が想起される旨述べ、両者の観念が類似するとはいえない旨主張する。

しかしながら、本願商標及び引用商標について、これに接する取引者、需要者が、請求人が主張する観念を直ちに認識するとはいえない。

そして、上記1(1)及び(2)のとおり、両者を構成する文字は、いずれも辞書等に載録がなく、特定の意味合いを想起させる語として知られているものとも認められないことから、特定の観念を生じない一種の造語として認識されるというのが相当である。

(2) 請求人は、引用商標からは「サインカ」の称呼も生じる旨述べ、本願商標と引用商標とは、一部の称呼において共通するものがあるという程度であり、称呼において同一というべきものではない旨主張する。

しかしながら、上記1(2)のとおり、引用商標からは「シンカ」の称呼が自然に生じるとみるのが相当である。

なお、仮に引用商標から「サインカ」の称呼が生じるとしても、「シンカ」の称呼をも生じるものであるから、両者は「シンカ」の称呼を共通にすることには変わりがない。

(3) 請求人は、審決例や、「シンカ」と称呼する商標の併存登録例を挙げ、本願商標の登録が認められるべきである旨主張する。

しかしながら、商標の類否の判断は、出願された商標と他人の登録商標との対比において、個別具体的に判断すべきものであり、また、請求人の挙げる審決例及び登録例は、本願商標とは、商標の構成等を異にするものであるから、当該審決例及び登録例によって、本件の判断が左右されるものではない。

(4) したがって、請求人の主張は、いずれも採用することができない。

3 まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標との関係において、商標法第4条第1項第11号に該当するものであるから、これを登録することができない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**SINCA**」と引用商標「**SYNCA**」は、観念において比較することができないとしても、外観において近似した印象を与えるものであり、称呼を同一にするものであるから、これらの外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は、互いに紛れるおそれのある類似の商標というのが相当である、と判断されました。

本願商標「**SINCA**」と引用商標「**SYNCA**」は、いずれも標準文字の商標であり、ともに「シンカ」の称呼が生じる点で共通しています。実質的に、これらの商標は、2文字目のアルファベット「I」と「Y」の違いしかないということになります。

この点、審決では、『その差異は、2文字目における「I」と「Y」の文字のみであるから、外観上、近似した印象を与えるといえる』と言っており、称呼だけでなく、外観も近いと認定しております。こう言われてしまうと、もはや両商標が非類似であると判断される余地はなさそうです。



なお、昨年末に出された審決の中には、「」と「」の商標が非類似と判断された事件（不服 2025-008861）があります。

こちらの審決では、『本願商標の要部である「Thinca」の文字部分と、引用商標の要部である「thinka」の文字部分との比較においても、両文字部分の5文字目が

「c」と「k」である点において相違していることに加え、両文字部分がやや図案化されていることも相まって、両者は、外観上、明確に区別できるものである』と認定されています。

たしかに、商標の構成中に図形要素がある点や、商標自体がデザイン化されている点で本事件とは事情が異なりますが、文字構成だけを見ると、こちらの事件では両商標が非類似と判断されているのに、本事件では「SINCA」と「SYNCA」が類似と判断されているのは、若干厳しいのではないかという印象を、個人的には受けました。

「標準文字」は便利な制度であり、我々弁理士も出願の際にはクライアントに提案しますが、他の商標との類否判断の場面では本事件のような留意点もあるなど、あらためて実感した次第です。

また、本事件の引用商標の綴りが、たとえば「SYNCA」ではなく「SYNKA」であったなら結論はどのようになったのかも、気になるところです。

(弁理士 永露 祥生)
<2026年8月23日>